

平成30年8月から

高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

お知らせ 平成30年8月から、上限額 [月ごと・70歳(※)以上] が下の表のように変わります。あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

(※) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。



年収約370～1,160万円(課税所得145～689万円)の方は、ご注意ください!! ■ 年収は年金収入のみの方の金額を例にしています。

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での**支払が高額になる可能性**がある方は、市区町窓口にて、「**限度額適用認定証**」の交付を申請してください。

●「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。(ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。)

新たに「限度額適用認定証」を申請

平成30年7月までの上限額 [70歳(※)以上]

適用区分	外 来 (個人ごと)	外 来 + 入院 (世帯ごと)
現役並み 課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円(※2)>
一 般 課税所得 145万円未満の方 (※1)	14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円(※2)>
住民税非課税	8,000円	II 住民税非課税世帯 (※3)
		I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)(※3)
		24,600円
		15,000円

平成30年8月からの上限額 [70歳(※)以上]

適用区分	外 来 (個人ごと)	外 来 + 入院 (世帯ごと)
III 課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数回 140,100円(※2)>	
II 課税所得 380万円以上の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回 93,000円(※2)>	
I 課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円(※2)>	
課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円(※2)>
II 住民税非課税世帯 (※3)		24,600円
I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)(※3)	8,000円	15,000円

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯で、同じ世帯の被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
 (※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
 (※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

お問合せは
こちらまで

- 広島県後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市区町の担当窓口(別紙一覧表)
- 高額療養費制度の詳細内容は、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。ホームページへは、こちらのQRコードから▶



厚生労働省